

新潟市認可外保育施設指導監督基準

令和3年3月15日新育第1349号

第1 定義

この基準において使用する用語は、平成13年3月29日付雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づく認可外保育施設指導監督基準（以下「国基準」という。）において使用する用語の例による。

第2 新潟市認可外保育施設指導監督基準

新潟市認可外保育施設指導監督基準は、次に掲げるものを除き、国基準（国基準の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるところによるものとする。

(1) 国基準第1の2の(2)の規定にかかわらず、次に掲げる要件をすべて満たす者について、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了した者とする。

イ NCMA ジャパンの養成セミナーを修了した者

ロ NPO 法人日本チャイルドマインダー協会の検定試験に合格した者

ハ 規定日数の保育実習を完了した者（ただし、以下の者は実習を免除する。①幼稚園教諭 ②認可保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所等で1年以上保育に従事したことがある者 ③市長が②と同等と認める従事経験がある者）

附則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。